

12月10日の本会議において予算常任委員会に付託を受けました、議案第115号から議案第119号の5議案について、12月11日に開催した委員会の審査結果を報告します。

主な質疑は次のとおりです。

議案第115号令和2年度湖南省一般会計補正予算(第9号)について、利子補給等の財源として新型コロナウイルス感染症対策基金に積み立てることとしているが、国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は活用に縛りがあるのかとの質疑に対して、基本的には単年度で使い切ることとして交付があったものであるが、複数年に亘って活用する必要がある金融支援などであれば基金に積み立てて活用という国の指針に基づいたものであるとの答弁でした。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の算出根拠はどの質疑に対して、それぞれに基本となる単価があり、人口やその時の感染者数、保健所の有無など様々な複雑な条件を基に算出される。また事業の実施条件は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に効果的な対策であり、実情に合わせたものであれば使途に制限はないとのことで、これに基づき担当課で判断し実施計画を立て、国に承諾を得ているとの答弁でした。

甲賀広域行政組合の負担金が新型コロナウイルス感染症の影響による事業縮小などで減額されているが本来なら3月末ではないのかとの質疑に対して、行政組合の減額補正に準じて取り扱っているが、最終(年度末)の予算で補正することも検討するとの答弁でした。

また各課の事業が不執行で減額補正をされているが、これについても最終的に決算の見込みが立つ段階で減額補正されるべきではないのかとの質疑に対して、確定したものは極力早めに減額をして他の財源に回すということも有り得るとの答弁でした。

宮の森火葬場解体工事においてアスベスト含有が確認されたが、それに掛かる増額分の詳細はどの質疑に対して、当初は1,700万円ほどの経費を見込んでいたが実施設計段階でアスベストの処理費が掛かることが分かり、総額で4,000万近くになったとの答弁でした。アスベストについて当初の事前調査はないのか、予算要求の段階で建物に関する技師が関与することはないのかとの質疑に対して、当初の段階でできる限り費用を詰めておく、また今後はこういったことのないように建築士を通して対応をしていきたいとの答弁でした。

指定管理の期間延長に伴う債務負担行為の金額は、当初予算を参考にして出しているのか、各指定管理業務の金額に増減がある理由はどの質疑に対して、

当初予算を参考にしながら各事業者と協議を重ねた結果を加味して判断しているとの答弁でした。

新型コロナウイルス感染症拡大による農業者の負担軽減のため、収入保険の保険料を一部補助することについて、周知の方法をどう考えているかとの質疑に対して、今回は認定農業者を対象にした補助事業であり、日々の業務の中での周知に加えて農業委員会を通じて説明しているとの答弁でした。

議案第116号令和2年度湖南省国民健康保険診療所特別会計補正予算(第3号)について、県の医療機関・薬局等における感染拡大防止支援事業費補助金は各診療所によって金額が異なるのかとの質疑に対して、それぞれの科目ごとに分かれている金額を合算すると1診療所あたり一律100万円になるとの答弁でした。

議案第117号令和2年度湖南省後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について、高齢者医療制度の見直し等システム改修とあるが、国で議論されている2割負担などのことも含めてのシステム改修かとの質疑に対して、平成30年度の税制改正による後期高齢者医療電算処理標準システムの仕様変更に伴うものだと答弁でした。

議案第118号令和2年度湖南省介護保険特別会計補正予算(第2号)についての質疑はありませんでした。

議案第119号令和2年度湖南省訪問看護ステーション事業特別会計補正予算(第1号)について、県の医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業費補助金が70万円ということだが議案第116号の際には100万円で、この差は何か理由があるのかとの質疑に対して県の定めた上限額の違いによるものとの答弁でした。

各議案とも討論はなく、採決の結果、議案第115号は賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定し、議案第116号、議案第117号、議案第118号及び議案第119号、以上4議案については全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。